

平成27年5月8日

一般社団法人 北海道建設業協会
会長 岩田 圭剛 殿

「夏の生活スタイル変革」に関する要請書

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっております。

しかしながら、北海道においては、全国に比べても労働時間が長めであり、道民の皆様が豊かさを実感できていない現状にあります。こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

厚生労働省北海道労働局においては、私を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、本年2月に開催した本部会合において、別添1のとおり「北海道働き方改革の促進のための取組方針」（以下「取組方針」といいます。）を定め、長時間労働の削減や休暇の取得促進などの「働き方改革」の取組を進めているところです。経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

つきましては、道内の各企業においても、夏の期間において、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革する

ために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、取組方針の「2 情報の発信及び収集」における推進本部の取組としましては、当局のホームページに専用のサイトを設置したところです（別添2参照）。貴団体におかれましても、貴団体の取組状況をホームページ等に掲載していただくなどの情報発信を含めた周知啓発に御協力賜りますよう併せてお願い申し上げます。

厚生労働省北海道労働局長 羽毛田

守

